

事 務 連 絡  
平成 24 年 1 月 4 日

都道府県・政令市 廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課  
産業廃棄物課

「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の  
当面の取扱いに関する考え方」の取扱いについて

平成 23 年 12 月 27 日付け事務連絡（「廃棄物関係ガイドライン」（第 1 版）策定のお知らせ）において、3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の発生以来、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理方法に関する事務連絡等については、平成 24 年 1 月 1 日以降は、法に基づく省令・告示及び関連するガイドラインに基づき処理をしていただくようお願いしたところです。

原子力災害対策本部より平成 23 年 6 月 16 日付けで発出され、環境省より同日付けで関係都県・政令市宛にお知らせした「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成 23 年 6 月 16 日付け事務連絡）についても、平成 23 年 12 月 28 日付けで、別紙のとおり、平成 24 年 1 月 1 日以降、放射性物質汚染対処特別措置法の規定、同法に基づく省令及び関連するガイドライン等に従うよう通知されておりますので、改めてお知らせいたします。

都道府県におかれては、本件を貴管内市町村等に対し御周知ください。